

# 租税法における質問検査権

精 園 英 一

## はじめに

租税法における質問検査権は税務官庁に認められた最も重要な権限の一つである。と同時に、その運用を誤ると憲法に保障された国民の基本権をも侵すことにもなりかねない。その行使については特に慎重な配慮が必要である。ところで税務調査は、およそ四種類に分類されるが、ここではすべての国民が対象となる最も一般的であり、普通に行なわれる調査、即ち更正決定、賦課決定などの課税処分などをするか否かの判断のための調査における質問検査権について、その法的限界を検討し、質問検査権がどのような過程をえて今日の姿になったのか、さらに質問検査権は、今後どのように運用されるべきか、その行使のあり方について述べる。

## 1. 税務調査の種類

### 1) 更正決定、賦課決定などの課税処分などをするか否かの判断のための調査

課税処分のための調査であり、これは原則として国税通則法の第24条ないし第26条に更正・決定のための調査ということで規定されている。それを受けて各税法では、たとえば、所得税法第234条、法人税法第153条～第156条、相続税法第60条、酒税法第53条にその調査権が具体的に規定されている。そしてこれらの調査権は、いずれも犯罪捜査のために認められたものと解してはならないという但し書が必ずついている。これによってこれらの調査権は行政手続であるから憲法第38条（黙否権）の規定の適用がないというのが一般通説である。

ところが、所得税法、法人税法、相続税法等において、質問に対して答弁をしなかった場合、検査を拒んだ場合等は1年以下の懲役または20万円以下の罰金という罰則規定がある。したがって、これらの調査は罰則により間接強制された「間接強制を伴う任意調査」と呼ばれている。

### 2) 滞納税処分手続を執行するための調査

国税徴収法上の調査権であり、滞納処分のための調査である。これは国税徴収法の第141条ないし第147条に規定され、罰則は第188条、第189条に規定されている。特に国税徴収法の第142条において徴収職員の搜索権を規定しているが、これは令状によらない搜索権である。憲法第35条の住居の不可侵の規定では令状主義をとっており、つまり、憲法第33条の現行犯逮捕の場合以外は、いかなる場合でも搜索を受けることのない権利を保障するという規定がある。

ところが国税徴収法上の調査権は行政手続であり、憲法第35条の規定は刑事手続に関する規定であるから適用されないという解釈で行なわれている。

### 3) 租税犯則事件の内容を確認するための調査

国税犯則取締法上の調査権、これは犯則事件の内容を確認するための調査である。国税犯則取締法第1条ないし第12条に規定されている、犯則事件の調査であるから、当然それによって証拠が確定し、起訴されると刑事訴追を受けるという意味で、これは犯罪捜査のための調査である。第2条には令状による臨検、搜索、差し押え等が規定されており、これはいわゆる強制調査に入るものである。

### 4) 不服審査のための調査

不服審査手続における調査権がある。この不服審査のための調査権は国税通則法第97条第一項に規定されている。

以上税務調査の種類は大きく分けて4種類に分類できるが、これから検討したいと思うのは、第一の部類に属する課税処分のための質問検査権の問題に限定して考える。

## 2. 調査権の法的限界

### 1) 任意調査と強制調査

任意調査と強制調査という分け方が適切であるかどうかはともかくとして、法的性格からこのように分類してみる。即ち任意調査というのは令状によらない調査ということで、一応相手方の承諾を要する。承諾がなければ調査はできない。但し調査を拒否した場合、たとえば不答弁、虚偽答弁、検査拒否、こういう場合は処罰の対象になるという点で、純粹の任意調査ということとはできない。そういう意味で「罰則による間接強制を伴う任意調査」という非常に特異な調査であると考えられる。

次に強制調査であるが、これは裁判官の発する令状に基づいて行なり臨検、搜索、差し押え等をいうから、国税犯則法第2条に定められた調査権であるということができる。

「税務署職員の有する質問検査権（旧所得税法第63条、所得税法第234条、旧法人税法第45条、法人税法第153条乃至第155条）は所得税、法人税等の賦課徴収という行政作用の適正な執行のための必要上認められたものであって、相手方たる納税義務者らの承諾を前提とするいわゆる任意調査の権限にとどまるものであるが、相手方は、当該職員の質問に対し真実応答義務を課せられ、また検査の要求に対しては正当の理由なくして拒絶してはならないという受忍義務を課せられ、これらの行政上の義務違反があったときは、罰則の適用を受けるものとされて

（注1） 東京地裁昭和43年2月13日判決（裁決取消等請求事件，判例時報518号16頁参照）

（注2） 東京高裁昭和43年5月24日判決（所得税法違反被告事件，判例時報523号26頁参照）

おり、これによって間接にこの制度の実効性が担保されていることからすれば、このような罰則による間接強制のもとで行なわれる質問検査権の発動としての行為は公権力の行使に当たるといえることができる。」<sup>(注1)</sup>

「旧所得税法第63条は課税の適正公平を期するため、収税官吏の質問権検査権を規定し、収税官吏は、所得税に関する調査について必要があるときは、納税義務者、納税義務があると認められる者、損失申告書を提出した者、その他以上の者に金銭若しくは物品の給付をする義務があり若しくはあったと認められる者、又は以上の者から金銭若しくは物品の給付を受ける権利があり若しくはあったと認められる者、支払調書、計算書、調書、源泉徴収票を提出する義務がある者に質問し又は右の者らの事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができるものとしている。

従って、納税義務者その他同条第1号ないし第3号に規定された者は、正当な拒否事由がある場合のほか、収税官吏の質問に応じ、その事業に関する帳簿等で所有し、または所持するものの検査に応ずべきいわゆる受忍義務があるのであるが、右の質問検査は本来、相手方である受忍義務者の承諾の下に行なわれることが望ましいことであって、本来強制力を用うべき性質のものではないが、国の税務行政の円滑な運営を図り、国民に対する適正公平な課税により、国家財政を確保するための必要から、旧所得税法第70条第10号ないし第13号の規定を設けそれらの規定に違反した者に対し刑罰を科することとして、右の受忍義務の履行を間接に強制し、同法本来の目的の達成を図っているのである。」<sup>(注2)</sup>

## 2) 「調査について必要あるとき」の意義

所得税法第234条1項に、税務署等の当該職員は「所得税に関する調査について必要があるときは」調査できると規定している。この意味を考えるに、現実には当該職員が必要と認めたときというふうな解釈で調査権が行使されているようだが、これでは調査権の恣意的な行使、あるいはその範囲をこえて乱用という問題が起る可能性がある。やはり客観的合理的と認められるような場合でなければならぬと考える。

申告納税制度は、憲法的視角からは国民主権主義の税法的表現として理解されうるが、この制度のもとでは、第1次的に主権者たる納税者が納税義務（租税債務）の確定権をもつ。

税務官庁は法定申告期限前には課税処分を行なうことができない。そこでは税務官庁の課税処分は第2次的・補充的な地位しか与えられないわけである。その意味において納税義務確定権は本来的には納税者の固有権といってよい。「第2次的・補充的な地位しか有しない税務官庁側の課税処分」のための質問検査権の行使は、法の格別の規定がないかぎり、納税者の固有権の行使の結果を待ってなされるべきであるといわねばならない。

ところで課税処分たる更正または決定は、納税者の申告が相当でない場合または申告すべき納税者が全く申告しなかった場合のみに行なわれうる。課税処分のための質問検査権の行使の要件である。「調査について必要あるとき」とはまさにこのような場合を指称するものと解さ

れる。

「調査に関し必要あるとき」というのも、右の申告のない場合又は申告が適正になされていない合理的な疑いのある場合をいい、もとより当該収税官吏の恣意による調査が許される訳のものではなく、この調査が申告納税を担保し、適正な課税を実現するための純粋な行政手続であるところから、犯罪調査の場合のように具体的な嫌疑のあることは要求されないが、そこに客観的な基準の存することは当然であって……」<sup>(注1)</sup>

「同法第234条1項の収税官吏の質問、検査は所得税の調査に必要なものであることを要し、適正公平な課税を実現するためにその必要性が合理的に是認される場合でなければならないのであって、収税官吏の個人的恣意は許されない。」<sup>(注2)</sup>

### 3) 納税義務者及び納税義務があると認められる者の意義

所得税法第234条の質問検査権行使の相手方に関する規定がある。所得税法第234条1項は納税義務がある者、納税義務があると認められる者、等に質問し、またはその者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる」と規定している。いうまでもなく、質問検査権行使の相手方に関する所得税第234条1項各号の規定は制限列举規定であり、その範囲は厳格に解されねばならない。結論的にいえば「納税義務がある者」とは「確定申告書を提出して納税義務のあることを申告した者」を「納税義務があると認められる者」とは「確定申告書を提出しない者で納税義務がさると認められるもの」をいうと解するのが妥当である。

「納税義務がある者」とは、確定申告を提出することによって納税義務が確定している者（零申告した場合にも、税務官庁による更正をなし得る除斥期間の経過するまでは納税義務がある者である）を意味し……」<sup>(注3)</sup>

「納税義務がある者」というのは、確定申告書を提出することにより所得税の納付義務が確定している者（その税額の全部または一部をすでに納付しているかどうかを問わない）を意味し、「納税義務があると認められる者」とは、確定申告書を提出していないけれども、客観的、実質的に納税義務が成立しているものと合理的に推認され、確定申告書を提出すべきであったと認められる者を意味するものと解すべきである。」<sup>(注4)</sup>

### 4) 国民の基本権による制約

国民の基本権等との関係で質問調査権の問題を見ると、まず、適法な質問検査権の行使に対して国民が受認義務を負うということについては、異論はないと考えられる。その正当な質問検査権の行使の限界をどこに求めるかという場合に、実定法上においては明確な基準がない。やはり解釈によらざるを得ないということになる。そこで納税者の基本的人権を重視した東京

(注1) 東京高裁第五刑事部 昭和43年8月23日判決（鈴木清太郎事件）

(注2) 東京高裁第十刑事部 昭和45年10月29日判決（広田権次郎事件）

(注3) 広島地裁福山支部 昭和44年10月9日判決（山田浩中事件）

(注4) 東京地裁刑事九部 昭和44年6月25日判決（広田権次郎事件）

地裁昭和43年1月31日判決損害賠償等請求事件（中野民商事件）の判例によれば、「任意調査においては、納税者は基本的人権の侵害を忍受しなければならないということは、原則としてあり得ないというべきである。質問検査権の行使は、いやしくも納税者の営業活動を停滞させ、得意先や銀行の信用を失墜せしめ、その他私生活の平穩を著しく害するような態様においてなされたとすれば、それはもはや任意調査としての限界をこえるものであるといわなければならない。」と述べている。

さらに東京地裁昭和44年6月25日判決所得税法違反事件（広田事件）の判決文の中で質問検査権は対象がきわめて広範囲にわたるものであるということを述べて、そのあとで、「しかし、右のような質問ないし検査の求めに対する単なる不答弁、拒否が所得税法第242条8号の罪を構成するためには、さらに厳重な要件を必要とするものであるといわなければならない。なぜなら、当該職員が必要と認めて質問し、検査を求める限り、不答弁や検査の拒否がどのような場合にも、1年以下の懲役または20万円以下の罰金に当たることになるものとするれば、事柄が所得税に関する調査というほとんどすべての国民が対象になるような広範囲な一般的事項であり、しかも公共の安全にかかわる問題でもないだけに、刑罰法規としてはあまりにも不合理なものとなり、憲法第31条のもとに有効に存立し得ないことになるからである。すなわち、所得税法第242条8号の罪は、その質問等についての合理的な必要が認められるばかりでなく、その不答弁等を処罰の対象とすることが不合理といえないような特段の事由が認められる場合にのみ成立するものというべきである。」と述べ、こう解する限り、憲法第38条違反及び第31条違反というような問題は起こり得る余地がない。と判示している。そこで、学説等について見ると、田中二郎博士の「租税法」においては、黙否権はないのだということ、特定職業人の守秘義務というのは税務調査に必要とされる範囲内の事項については排除されるのだと、たとえば弁護士法とか、税理士法とか、医師法とかにいう守秘義務の問題が、法律に別段の定めがある場合に当たるのだらうということをおられる。特に、基本的人権による限界というようなことについては触れられていない。新井隆一教授の場合は、法律の定めるところによってのみ行なわなければならない。これが基礎的限界であって、個別的限界については各税法によるのだということ、特に具体的な説明はしておられない。

ところで国民の基本権による制約を考察するとき、どのような姿勢でこの問題にアプローチすべきであらうかという点であると思う。この点に関して国側の述べるところを東京高裁に提出した中野民商事件の国側準備書面によれば「およそ国家が、国家活動を行なうにあたって必要な財力を確保するため、その財政的基盤を主として租税収入に求め、国民に租税として課することは、必然的、かつ歴史的に発達したものであるが、近代国家においてはこれを国民主権主義のもとに制度として確立している。わが国においても同様であって、日本国憲法では第30条において国民の義務として納税義務を宣言的に定め、また、国民に義務を課し権利を制限することは法律によって行なわれるものとして、法律によらずして租税を賦課することは許され

ないことを第84条において定めている。すなわち、納税はすべての国民の義務であり、租税は国家存立の基盤であるが、このことはまた、国民が国家の存立を前提としてのみ、もろもろの基本的な人権を享受する当然の事理から見て、納税義務は結局は国民の利益に還元されること、換言すれば、租税は、国民の承諾を基礎とし、公共の福祉を維持増進するための、いわば共同の費用の負担部分と観念されるべきものであることを意味する。したがって、不誠実な納税者が存在する場合、それはすべての国民の共同の利益を侵害するものといわなければならないから、法律で定められた納税義務の適正な実現を確保し、課税の公平を期することは、政府に対する国民的要請であるということが出来る。各税法の定める質問検査権は、まさにこのような国民的要請に基づき、課税負担の公平を期するため、所得についての調査を行なう職責をもつ税務職員に、いわば国民から信託されたものであってその行使は国民の利益を侵害する必要悪として観念されるべきものではなく、国民の共同の利益を擁護する正義の実現として観念されるべきものである。現行税法は申告納税制度を基礎としているが、そもそもこの制度自体が個々の納税義務の実現の過程において納税義務者のイニシアチブを認めることによって、国民の共同の利益の増進に国民自ら積極的に参加協力することを期待する趣旨のものである。したがってこのような制度のもとにおいて、納税者の自主的な申告が期待されるからといって、自主申告を口実として質問検査権の行使を制限しようとする試みは、申告納税制度の本旨から完全に逸脱する。けだしこの制度が国民の共同の利益の増進を本質とすること前述のとおりである以上、質問検査権の行使に対し積極的に誠実にこれに協力することによって、自己の申告が正しい計算に基づく正当な所得であることを立証することに、反対すべきなんらのいわれはないからである。さらに、また質問検査権行使の態様方法が妥当であるかどうか、個々の不誠実な納税者の右のような国民の共同の利益の侵害の程度に応じて判断されるべきであって、単に権利侵害のおそれから人権を守るといような抽象的一般的観点から論ぜられるべき筋合のものではない、以上、国側準備書面にいう抽象的な記述については、異論はない。しかし、租税法律主義を重視する立場からいえば、税法は納税義務の限界、逆にいえば徴税権行使の限界を示す法規範としてとらえられなければならない。つまり、税法は「徴税の法」ではなくして、徴税権力に対抗する納税者側の「権利立法」としてとらえられなければならない。質問検査権は、徴税側の自由裁量が無制限に許されるものではなく、適正な手続がとられた時にはじめて受忍義務が発生する。その場合でも、営業活動が停滞するとか、取引関係の信用が失墜するとか、私生活へ悪影響が及ぶとか、ということを出るだけ回避して調査が行なわれなければならない。

### 3. 質問検査権の誕生とその沿革

#### 1) 明治20年所得税法創設

所得税法において、質問検査権および罰則規定のめばえともいうべきものは、明治の上期に

さかのぼることができる。明治20年3月23日、勅令第5号をもって公布され、同年7月1日から施行された所得税法には、納税者本人に対する尋問権が規定されている。当時の所得税法のうちで関係のある条文は次のようなものがある。

第1条 凡ソ人民ノ資産又ハ営業其他ヨリ生スル所得金高1箇年3百円以上アル者ハ此税法ニ依テ所得税ヲ納ムヘシ

但同居ノ家族ニ属スルモノハ総テ戸主ノ所得ニ合算スルモノトス

第7条 各郡区役所管轄内ニ7名以下ノ所得税調査委員ヲ置キ毎年調査委員会ヲ開キ所得税ニ関スル調査ヲ為サシム

(第2項及第3項略)

第8条 調査委員ハ其郡区内ノ選挙ヲ以テ之ヲ定ム

第13条 郡区長ハ第6条ノ届書ニ拠リ所得金高下調書ヲ製シ其届書ト共ニ調査委員会付スヘシ

第17条 郡区長ハ調査委員会ノ決議ニ拠リ各納税者ノ所得税等級金額ヲ定メ之ヲ納税者ニ達スヘシ

第21条 調査委員会又ハ常置委員会ハ此税法ニ関シ調査上必要ト認ムルトキハ納税者ニ尋問スルコトヲ得

第22条 調査委員会其他所得税ノ調査ニ関スル者ハ納税者ノ資産及所得ニ係ル事件ヲ他ニ漏洩スヘカラス

第24条 所得金高ヲ隠蔽シテ通税シタル者ハ其通税金高3倍ノ罰金ニ処ス但自首スル者ハ其税金ヲ追徴シ其罪ヲ問ハス

以上抜粋した諸条文に見られるように、課税最低限度及び同居家族収入の戸主への合算、所得調査委員会による所得調査及び尋問権（罰則規定はない）常置委員会という異議申立処理機関、郡区長による所得金額及び税額決定権、通税者に対する制裁規定等、今日の所得税法の規定と比較すると種々な変化が認められる。ともかく、所得税法創設当時は質問検査権というものは法文上になく又これを拒んだための罰則もなかったのは当然である。しかし第21条に、納税者本人に対する「尋問権」というものが規定されている。

## 2) 明治32年所得税法全文改正及び明治38年所得税法改正

明治20年に創設された所得税法が個人所得のみを課税していたのを改め、第1種法人所得、第2種公債社債の利子(源泉課税)、第3種個人所得と3種に分類し、個人所得については、3百円以上の所得を有するものにつき累進税率をもって課税した。又従来、郡区長が担当した所得の調査決定についての事務は独立の税務機関である税務管理局及び税務署が担当することになる。そして明治20年当時の尋問権にかわって質問権の規定があらわれてくる。

明治32年2月13日、法律第17号改正

所得税法第34条

税務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ納税義務者又ハ納税義務アリト認ムル者ニ対シ其所得ニ関スル事実ヲ質問スルコトヲ得

さらに明治37年3月18日に「所得税施行上取扱方心得」を改定し、その第6条ノ2を追加した。

第6条12 他人ニ金銭又ハ物品支払ノ義務ヲ有スル者ニ対シ質問ヲ為スハ之ヲ為スニ非サレバ所得調査ヲ完フスル能ハサル如キ場合ニ限ルヘク為ニ秘密ヲ漏洩シ又ハ取引ヲ妨害スルノ虞ナカラシムルコトニ深ク注意ヲ要ス。

いわゆる得意先に対する質問権が規定されることになる。

### 3) 大正2年 所得税法改正

大正2年3月、第30回帝国議会に所得税及び営業税改正案が提出された。

当時の議事録によれば所得税法第34条を次の通に改正し同時に第46条の2を新設しようとした。

第34条 税務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ納税義務者、納税義務アリト認ムル者又ハ前条ノ規定ニ依リ調書ヲ提出スル義務アル者ニ質問シ又ハ帳簿及物件ノ閲覧ヲ求ムルコトヲ得。

第46条ノ2 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ50円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

そして罰則該当者として、無申告者、虚偽申告者、給与支払による調書不提出者、虚偽提出者、不答弁者、虚偽陳述者、調査拒否者、妨害者、忌避者、虚偽帳簿の呈示者等を考えていたようで今日の現行所得税法の罰則規定に近いものといえる。しかしこの政府提案は衆議院で反対を受け「検査権」及び「罰則」規定はすべて「削除」されてしまう。

### 4) 大正9年 所得税法改正

大正9年1月、第42回帝国議会に所得税改正法案が提出された。「検査権」および「罰則」にかかる規定についてのべると、所得税の納税義務者に対し、その所得を政府に申告すべき義務を課し、この申告をしない場合又は政府において不相当と認める申告を為したと認める場合、政府は理由を示して、申告又は訂正の催告を為すことができる。この催告を受けても、なお期間内に申告または訂正をしないときは、税務署長またはその代理官はその所得に関する帳簿物件の検査をして、所得金額を決定し、かつ徴収金の差額の5割相当額を徴収することができる。さらにこの帳簿物件の検査を拒みまたは妨げたる者に対して罰金刑を課するというものである。ところがこの改正案は貴族院において審議中に衆議院が解散となり、結局不成立に終わった。

### 5) 大正15年 営業収益税法創設

明治29年に国税として営業税が創設されて以来、外形標準課税<sup>(注1)</sup>によって課税が行なわれてき

(注1) 売上金額，建物賃貸価格，従業員による課税をいう。



た。それが大正15年に現在の事業税と同様な所得標準課税<sup>(注2)</sup>による営業収益税法が創設されることになる。

この営業収益税法中に質問検査権規定及び罰則規定があり、のちに昭和15年における所得税法及び法人税法の質問検査権規定及び罰則規定に発展してゆくのである。

営業収益税法（第51回帝国議会政府提出）

第25条 収税官吏ハ営業ニ関スル帳簿物件ヲ検査シ又ハ営業者ニ質問スルコトヲ得

第28条 第25条ノ規定ニ依ル帳簿物件ノ検査ヲ妨ゲ又ハ虚偽ノ記載ヲ為シタル帳簿ヲ提示シタル者ハ百円以下ノ罰金ニ処ス

この営業収益税法案が政府提出の法律案として衆議院に提案されたときは、既に憲政会と政友会とのあいだに妥協が成立しており、なんらの異議なく可決され、貴族院へ送付され、ここでも2箇所の希望決議を付して可決、大正15年3月27日、法律第11号として成立したのである。

#### 6) 昭和12年 臨時租税増徴法制定

広田内閣に代って成立した林内閣は、大蔵大臣に日本興業銀行総裁結城豊太郎を迎え、当時の内外情勢から、臨時の応急措置として所得税の増徴を中心とする臨時租税増徴法を制定するとともに法人資本税、外貨債特別税、有価証券移転税及び揮発油税の4新税を創設することになる。この昭和12年度の税制改正で問題の「質問検査権」「罰則」の規定が法人資本税法、外貨特別税法、有価証券移転税法、揮発油税法に挿入されたのである。

法人資本税法（昭和12年3月30日 法律第4号）

第1条 本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ハ本法ニ依リ法人資本税ヲ納ムル義務アルモノトス

第3条 法人資本税ハ法人ノ資本ニ付之ヲ賦課ス

第8条 法人資本税ノ税率ハ4分ノ1トス

第11条 税務署長又ハ其ノ代理人ハ調査上必要アルトキハ納税義務者又ハ納税義務アリト認ムル者ニ質問ヲ為シ又ハ其ノ帳簿物件ヲ検査スルコトヲ得

第19条 第11条ノ規定ニ依ル帳簿物件ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ虚偽ノ記載ヲ為シタル帳簿書類ヲ呈示シタル者ハ千円以上ノ罰金ニ処ス

昭和12年3月30日、法律第5号による「外貨特別税法」第10条に上記第11条の質問検査権と同じ規定があり又、第11条に上記第19条における罰則規定と同様の規定がある。

有価証券移転税法（昭和12年3月30日、法律第7号）

第1条 有価証券ノ売買、交換、贈与、遺贈其ノ他ノ原因ニ因ル移転アリタルトキハ本法ニ依リ有価証券移転税ヲ課ス

（注2） 所得標準による課税が営業収益税にとられたが昭和22年に地方税に移管され、現行の事業税となる。

第4条 有価証券移転税ハ有価証券ノ取得者之ヲ納ムベシ

第5条 有価証券移転税ハ左ノ区分ニ従ヒ之ヲ納ムベシ

第1種 有価証券仲買人ヲ買受人トスル売買取引ニ因ル移転

国債証券 取得価額 万分ノ1 其ノ他ノ有価証券 取得価額 万分ノ2

第2種 第1種以外ノ移転(略)

第16条 有価証券仲買人ハ営業ニ関スル帳簿ヲ備ヘ命令ニ定ムル事項ヲ之ニ記載スベシ

第19条 収税官吏ハ有価証券仲買人ニ対シ有価証券ノ移転ニ関スル事項ニ付質問シ又ハ其ノ帳簿書類ヲ検査スルコトヲ得

第24条 左ノ各号ノ1ニ該当スル者ハ百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

1. 第16条ノ規定ニ反シ帳簿ヲ備ヘズ又ハ之ニ虚偽ノ記載ヲ為シタル者
2. 第19条ノ規定ニ依ル収税官吏ノ質問ニ対シ答弁ヲ為サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ為シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者

昭和12年3月30日、法律第6号による「揮発油税法」には第17条に上記の第19条と同じ質問検査権の規定があり同時に第20条に上記第24条に規定する罰則が揮発油税法にも規定してある。政府は明治、大正の年代において、たびたび所得税法の改正をこころみ、質問検査権及び罰則規定を挿入しようと努力したが大正2年には衆議院の反対で目的を達せず又大正15年には衆議院の解散にあい成立しなかった。しかし昭和15年には所得税法以外の税法において質問検査権及び罰則規定を制定することが出来たのである。

## 7) 昭和15年 所得税法の全文改正

昭和15年当時は、戦局の拡大にともなって国家予算は年々増大の一途をたどっていった。この年の軍備費予算は67億6千2百万円に達し一般会計及び臨時軍事費特別会計の予算純計額の64%をしめることになり、国の財政は徹底した戦争財政となった。聖戦完遂の名のもとで増税に反対する者もなく、政府は戦局の進展に対応して税収を増大せしめうるような税制の戦時化が進んだ。昭和15年2月、第75回帝国議会上に税制改革に関する所得税法改正法律案が提出された。そしてこの年、法人税法が創設され、質問検査権の規定と罰則規定が増税確保のため登場することになる。

所得税法全文改正(昭和15年3月29日、法律第24号)

第81条 税務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ納税義務者又ハ納税義務アリト認ムル者ニ質問ヲ為シ又ハ其ノ営業ニ関スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査スルコトヲ得。税務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ前条第1項又ハ第2項<sup>(注1)</sup>ノ支払調書又ハ計算書<sup>(注2)</sup>ヲ提出スル義務アル者ニ質問ヲ為シ又ハ之ニ関スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査スルコトヲ得

第82条 税務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ納税義務者若ハ納税義務アリト認

(注1) 給料、預金利子、配当等の支払調書提出義務

(注2) 信託の計算書提出義務

ムル者ニ金銭若ハ物品ヲ支払フノ義務ヲ有スト認ムル者ニ対シ又ハ納税義務者若ハ納税義務アリト認ムル者ヨリ金銭若ハ物品ノ支払ヲ受クルノ権利ヲ有スト認ムル者ニ対シ其ノ金額,数量,価格,支払期日等ニ付質問スルコトヲ得

第92条 第81条ノ規定ニ依ル帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ拒ミ,妨ゲ若ハ忌避シ又ハ虚偽ノ記載ヲ為シタル帳簿書類ヲ呈示シタルモノハ千円以下ノ罰金ニ処ス<sup>(注3)</sup>

## 8) 昭和22年 所得税法の全文改正

太平洋戦争が終り,戦時税制から平時税制へ転換して行く最初に行なわれた税制改正である。当時はすべてがGHQの占領政策に支配されていた。経済再建の諸措置,財閥解体,戦時利得没収並びに国家財政再編等重要な指令が次々と発せられ予算編成,国庫支出はすべて総司令部の許可を要した。第一次吉田内閣のもとで税制改正が行なわれ,大蔵官僚は多年の念願であった,質問検査権の拡大と罰則規定の強化を実現することができた。

所得税法全文改正(昭和22年3月31日,法律第27号)

### (質問検査権)

第63条 収税官吏は,所得税に関する調査について必要があるときは,左に掲げる者に質問し又はその者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

1. 納税義務者又は納税義務があると認められる者
2. 前2条に規定する支払調書,計算書又は源泉徴収票を提出する義務ある者
3. 納税義務者若しくは納税義務があると認められる者に金銭若しくは物品の給付をなす義務があったと認められる者若しくは当該義務があると認められる者又は納税義務者若しくは納税義務があると認められる者から金銭若しくは物品の給付を受ける権利があったと認められる者若しくは当該権利があると認められる者

注 昭和15年の所得税法では取引先に対する検査権はなかった。

### (団体諮問権)

第64条 収税官吏は,所得税に関する調査について必要があるときは,命令で定める事業をなす者の組織する団体に,その団体員の所得に関する事項を諮問することができる。

前項に規定する団体は,同項の諮問を受けたときは,命令の定めるところにより,調書を提出しなければならない。

### (罰則)

第70条 左の各号の一に該当する者は,これを1年以下の懲役又は1万円以下の罰金に処する。

1. 4月予定申告書,7月予定申告書,10月予定申告書,7月修正予定申告書,又は10月修正申告書に虚偽の記載をなしてこれを政府に提出した者

---

(注3) 罰金のみの規定であって懲役刑はない又質問権に対する罰則はなかった。

2. 第59条第1項<sup>(注4)</sup>に規定する告知すべき事項について、虚偽の告知をなした者及び同項の規定に違反し告知をなさしめないで支払をなした者

3. 第61条第1項<sup>(注1)</sup>若しくは、第2項<sup>(注2)</sup>の支払調書若しくは第62条第1項<sup>(注3)</sup>の源泉徴収票を政府に提出せず又はその支払調書、計算書若しくは源泉徴収票に虚偽の記載をしてこれを政府に提出した者

4. 第62条第1項の源泉徴収票を給与の支払を受ける者に交付せず又はその源泉徴収票に虚偽の記載をなしてこれを交付した者

5. 第63条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ又は忌避した者

6. 前号の帳簿書類で虚偽の記載をなしたものを呈示した者

7. 第63条の規定による収税官吏の質問に対し答弁をなさない者

8. 前号の質問に対し虚偽の答弁をなした者

以上のような昭和22年度の「質問検査権」の規定が、昭和40年全文改正に引継がれ、今日に至っている。

#### 9) 昭和40年 所得税法全文改正

昭和40年度に所得税法及び法人税法の全文改正が行なわれたが、この時は、さきに内閣総理大臣から諮問を受けた税制調査会が、所得税法及び法人税法を整備する問題に関して、「税法整備小委員会」を置いて、1年有余にわたり審議検討し「所得税法及び法人税法の整備に関する答申」を提出し、この答申にもとずいて全文改正が行なわれたのである。そして第48回国会に提出され、一字一句の修正もなく自民党の多数決で可決成立する。

所得税法（昭和40年3月31日、法律第33号）

第234条（当該職員の質問検査権）

国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、所得税に関する調査について必要があるときは、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

1. 納税義務がある者、納税義務があると認められる者又は第123条第1項<sup>(注5)</sup>、第125条第3項<sup>(注6)</sup>若しくは第127条第3項<sup>(注7)</sup>の規定による申告書を提出した者

2. 第225条第1項<sup>(注8)</sup>に規定する調書又は第226条から第228条までに規定する源泉徴収票、計<sup>(注9)</sup>

(注1) 公社債、預金利子、利益配当、報酬の支払調書提出義務

(注2) 合同運用信託以外の信託計算書提出義務

(注3) 給与支払者の源泉徴収票提出義務

(注4) 無記名の公社債利子、株式配当を受ける者の住所氏名の告知義務

(注5) 確定損失申告書

(注6) 年の中途中で死亡した場合の確定申告書

(注7) 年の中途中で出国をする場合の確定申告

(注8) 支払調書

(注9) 源泉徴収票等

算書若しくは調書を提出する義務がある者

3. 第1号に掲げる者に金銭若しくは物品の給付をする義務があったと認められる者若しくは当該義務があると認められる者又は同号に掲げる者から金銭若しくは物品の給付を受ける権利があったと認められる者若しくは当該権利があると認められる者

4. 前項の規定による質問又は検査の権限は犯罪捜査のために認められたものと解してはならない

#### 第242条（罰則）

次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。ただし第3号の規定に該当する者が同号に規定する所得税について第240条<sup>(注10)</sup>の規定に該当するに至ったときは、同条の例による。

1. 予定納税額の減額の承認の申請手続等に規定する書類に偽りの記載をして提出し税務署長の承認を受けた者

2. 内国法人の受ける報酬又は料金に係る課税の特例等の規定による届出又は通知をしなかった者

3. 利子所得及び配当所得に係る源泉徴収義務の規定により徴収すべき所得税を徴収しなかった者

4. 無記名公社債の利子等の受領者の告知に規定する告知書に偽りの記載をして同項に規定する支払の取扱者に提出した者等

5. 支払調書、源泉徴収票、等を提出期限までに税務署長に提出せず又はこれらの書類に偽りの記載をして税務署長に提出した者

6. 源泉徴収票等を、これらの書類の交付の期限までに支払を受ける者に交付せず、又はこれらの書類に偽りの記載をして当該支払を受ける者に交付した者

7. 給与所得又は退職所得の支払明細書に規定する支払明細書を支払を受ける者に交付せず、又はこれに偽りの記載をして交付した者

8. 当該職員の質問検査権の規定による当該職員の質問に対して答弁せず若しくは偽りの答弁をし、又は検査を拒み妨げ若しくは忌避した者

9. 前号の検査に関し偽りの記載をした帳簿書類を提示した者

以上が質問検査権及び罰則規定の現行規定であるが、立法経過からみると、初めから今日の規定になったのではなく、日本における税法発展の歴史の中で、質問検査権及びその罰則規定も充実してきたものといえる。さらに質問検査権と罰則規定は昭和15年の全文改正、即ち戦局の拡大による国家予算の膨脹にともない増税による税収確保のため拡大されていったきらいがあり、さらに戦後の財政再建のため昭和22年の全文改正によって一層拡大強化されたことがわかる。

（注10） 源泉徴収に係る所得税を納付しない罰

#### 4. 質問検査権行使のあり方

日税連に税制審議会（会長杉村章三郎青山学院大学教授，東京大学名誉教授）があり，当審議会は毎年諮問事項について答申を行い政府に意見書を提出している。私は昭和45年2月より昭和46年7月まで当審議会の幹事・専門委員として，幹事会，専門委員会，総会に出席した。この間，税制審議会では「税制の簡素合理化について」，「税務行政の民主化について」の意見書を作成した。

「税務行政の民主化について」の審議項目である「税務職員の質問検査権について」に対する答申を次にあげる。

憲法第30条は「国民は法律の定めるところにより納税の義務を負う」と明定しており，納税が国民の一般的義務であるとともに，不正な手段により租税負担を免れようとするのが許されないことはいうまでもないところである。

質問検査権は，この憲法並びにこれに基づく各税法に定められた適正な納税義務を実現することを目的として，税務官庁が納税者の正しい課税標準を把握することにより課税の公平を期し，あわせて租税収入を確保するために，税務官庁に認められた最も重要な権限の一つである。したがって，質問検査権が法律の規定に従って厳正に行使され，それにより適正な課税が実現されるべきであることは理の当然である。

しかしながら，各税法に定められている税務職員の質問検査権はきわめて広範囲にわたり，その運用いかんによっては，憲法に保障された国民の基本権の侵害となる場合もあり得るので，その行使については慎重な配慮が必要であると思われる。特に，多数の善良な納税者に対してはその運用に十分な配慮を加え，税務官庁に対する納税者の信頼を確保し，もって納税道義の昂揚に資するよう留意する必要がある。

以上の観点から質問検査権の行使の実態を考察するに，必ずしも立法の趣旨にそっていないと認められる場合もあると考えられる。よって，特に以下の諸点について適切な措置をとることが望ましい。なお，以下に述べる質問検査権に関する要望並びに意見は，いたずらに質問検査権の行使を制限し，不正な手段による租税の遁脱を放置しようとするものではなく，質問検査権の濫用を戒しめ，法律に基づいて質問検査権が正しく行使され，課税の公平が適正に実現されることを期待して提起されているものであることを明記しておく。

##### 1) 税務調査の執行について

税務調査は，税務官庁が行なう税務相談等とともに，税務官庁と納税者がじかに接解する税務行政上最も重要な場面の一つであり，税務調査のあり方いかんによって納税者の税務官庁に対する意識を大きく左右し，ひいては納税思想に重大な影響を及ぼすものであることをかえりみて，その執行に当たっては次の点に特に留意するよう希望する。

- (1) 任意調査の限界をこえるような態様で質問検査権が行使されることのないよう配慮する

こと。

税務職員が質問検査を行なうに当たりたとえば納税者の同意を得ないで金庫や書庫，抽出し，筆筒を開き，現金や預金通帳，さらには個人的な書簡等の検査を行なうなど，税務行政の執行上好ましくない調査方法をとる場合も見受けられるので，各税法所定の質問検査権は強制調査ではない旨を調査に当たる税務職員に周知徹底させ，職権の濫用にわたらないよう十分注意する必要がある。

- (2) 調査の目的，その必要性等を納税者に明示しその協力を得られるよう努力すること。

税務調査の運用においては，納税者に不必要な威圧感や恐怖感を与えないよう特に配慮されるべきであり，納税者と税務官庁との間に無用の摩擦や紛争をひきおこすことなく調査を順調に進めるためには，税務官庁は，調査に当たり，納税者にその調査の目的，その必要性等をできる限り，明示するよう努力することが望ましい。そうすることによって納税者と税務官庁との間に相互信頼の精神が培われ，納税者は自己の申告が正当であることを証明するために進んで調査に協力するという健全な慣行が除々に作り出されるものと期待される。

- (3) 調査に当たっては納税者の意思を尊重すること。

各税法に定められている質問検査権は納税者に受忍義務があり，納税者がこれを拒否し，あるいは調査を妨害した場合等には罰則の適用があるという点において，純粹の任意調査であるとはいえないが，強制調査ではないので，その調査権を行使するに当たっては，相手方の承諾を必要とするものであることはいうまでもない。したがって，税務調査に当たっては，納税者の意思を十分尊重し，基本的人権の侵害にわたらないよう，納税者のプライバシー等その立場を十分に配慮することに留意すべきである。

- (4) 「調査について必要があるとき」の解釈を明らかにし，その運用を適切にすること。

各税法の質問検査権に関する規定において「調査について必要があるとき」と規定されているが，その内容が必ずしも明確でないので，現実の質問検査権の行使に当たっては，税務職員の恣意的な判断によって，不必要あるいは権限の逸脱と思われるような調査が行なわれる場合もある。一方，質問検査権は国の課税権を確保し，適正な課税を実現するために設けられているもので，その行使は広範囲に及んでいる。

したがって，質問検査権の適正な行使を確保するため「調査について必要があるとき」の解釈を明らかにするとともに，その運用を適切にすることが望ましい。

- (5) 税務職員の資質を一層向上させ，調査方法を合理的科学的にすること。

最近の税務調査においては，納税者の正確な記帳慣行の育成をはかり納税道義の向上に資するという健全な行政指導が軽視され，単に増差税額をあげることに主力がおかれるような事例も一部に存在していると認められる。

このような税務調査のあり方は，いたずらに税務官庁に対する不信感を醸成することに

なるので好ましくない。税務官庁は、科学的、かつ、合理的な調査方法の開発に努力し、増差税額が多寡にこだわることなく質の高い調査の励行につとめ、あわせて税務職員の資質の一層の向上をはかることにより調査の実効を確保するよう努力すべきである。

(6) 帳簿書類の領置についての取扱いを厳正にすること。

各税法の質問検査権に関する規定には、納税者等の帳簿書類を提出させ、これを留め置く権限は認められていない。したがって、税務職員は、調査の効率的な運用のために、納税者が任意に提出した帳簿書類について、これを預かって調査する必要がある場合には、納税者の営業活動を阻害することがないよう最大の注意を払い、かつ、その同意を得て、責任ある者の内容を明示した預り証等を交付してこれを預かり、できるかぎり速かに返還することとすべきである。

(7) 税理士の調査立会いの権限を明確にすること。

税務調査に当たっては、納税者の正当な権利が最大限に保障されなければならない、そのためには税務に関する職業専門家である税理士の調査立会いは必要な条件であると考えられる。したがって、調査に当たっては申告書等に委任状を添付している税理士がある納税者や、調査に当たって税理士の立会いを希望する納税者については、必ずその申出を尊重し、税理士の立会いを忌避したり、税理士への連絡を阻止するような態度をとらないよう適切な措置をとり、その機会を十分保障することが望まれる。

## 2) いわゆる事前調査について

申告納税制度をとっている現行の所得税、法人税、相続税等については、納税者の申告により納税義務が第一次的に確定するのであり、納税義務があるにもかかわらず申告がなかったとき、申告所得金額等または税額等が各税法の規定にしがたっていないとき、その他納税者の申告した額が税務署長の調査したところと異なるときに限り更正または決定が行なわれることとなっている。このような申告納税制度の趣旨にかえりみるときは、納税者の自主的な申告を尊重する立場から、申告書が提出されるのをまち、その申告の内容に疑義のあるもの、または申告義務があると認められるにもかかわらず申告をしなかった者について、あらかじめ日時を通知して調査を行なうことが望ましい。

いわゆる事前調査（申告期限前における調査）が適法かどうかについては、裁判所の判断や学説は必ずしも一致せず、一概にその適否を論ずることはできないが、現行の税務調査の実態をみるに、いわゆる事前調査がかなりの比重を占め、これが税務行政の民主化と納税意欲の向上に否定的な作用を及ぼしている面もないとはいえない。したがって、その適否については学説判例の発展をまつとしても、現実の調査結果をみるとかなりの申告洩れ等が発見されているので、青色申告の一層の普及、納税意欲の向上、税理士の納税者に対する指導の一層の強化等各種の条件を整備しつつ、現実の運用面で申告納税制度本来の姿に近づけていくことが望ましい。



### 3) いわゆる関連調査および反面調査について

各税法の質問検査権は、それぞれの税目について必要な調査権を定めているが、最近の税務調査においては、調査の対象となる税目やその範囲が必ずしも明確でなく、調査権の行使の対象やその範囲が不必要に拡大され、納税者に無用の不安感を与え、また第三者に過重な負担をしいている場合があるので、次の点について適切な措置がとられるべきである。

- (1) 調査の対象をいたずらに他の税目にまで拡大しないこと。

調査対象者の所得を把握するためには、当該調査の対象となる納税者に対する調査だけでは適正な課税が行なわれがたい場合も考えられる。いわゆる関連調査はこのような場合に行なわれるのであるが、この場合の調査はその必要な範囲内において行なわれるべきであって、たとえば、法人税の調査において一般的に役員、その家族、従業員等の個人の預金通帳の提示を求めたりこれらの者の所得を調査するなど、本来調査を必要とする税目の調査のために、いたずらに調査対象者や税目の範囲を拡大することは好ましくない。

- (2) 調査の相手方に対して無用な負担をしいることのないよう留意すること。

いわゆる反面調査は納税者の仕入先、得意先、金融機関等に対してかなり広範囲に行なわれていることが認められるが、調査の相手方は納税者本人ではなく、自己の納税義務に関係のない調査について協力を求められるものであるから、特に細心の注意を払い、調査すべき書類、物件等を具体的に明示して調査権を行使するなど、その調査対象者に与える経済的、精神的苦痛が最も少ない方法を取り、相手方の事情を最大限に尊重するよう、その運用に当たっては特段の配慮が必要であると思われる。

- (3) 納税者の信用を失墜させ、営業活動を阻害することのないよう留意すること。

いわゆる反面調査は、その運用いかんによっては納税者本人の営業上の信用を失墜せしめ、あるいは、その営業活動を阻害する可能性もあることにかえりみ、そのような影響のないよう十分注意が払われなければならない。

- (4) 調査権を課税標準等の調査以外の目的のために行使しないこと。

各税法に規定されている質問検査権はその税目に係る課税標準または税額の調査のために認められているものであるから、その本来の目的以外の目的で調査権が行使されてはならない。

以上、いわゆる関連調査および反面調査について検討を加えたが、このうち(2)および(3)に関連して納税者本人に対する通常の調査においても、その営業活動を大なり小なり阻害し、その態様いかんによっては、納税者の信用を失墜せしめることもあり得ると考えられるので、慎重な配慮が必要であろう。

### 4) 事前通知について

税務調査に関する実態調査によれば、その大多数が事前通知のない抜打ち調査である。このような調査方法が納税者にとって好ましいものでないことは明らかであり、納税者と税務官庁

との間の相互不信を生み出す結果となることも考えられる。したがって、1)の(5)で述べたような調査方法の改善と税務職員の資質の一層の向上と相まって、納税者に対する事前通知をできる限り行なうこととし、納税者の都合を十分尊重した調査方法をとるといふ健全な慣行を確立することが望ましい。また税理士法第34条は、所得税、法人税、相続税に関する申告書に委任状が添付されている税理士がある場合において、納税者に事前通知するときは、その税理士に対してもあわせて通知すべき義務を税務官庁に対して負わせている。現在この通知がなされていない場合が多いので、これを厳正に実施する必要がある。

### 5) 税務上の行政指導について

#### (1) 税務職員の指導によって行なった税務処理については処分の対象としないこと。

税務調査、記帳指導、税務相談等において税務職員の指導によって納税者が行なった税務処理について、その事実関係に誤りや変更がなく、かつその指導によつた事実が明らかであつて社会通念上冬正を害するものを除いては、更正処分の対象としないよう取り扱うことが望ましい。もしこのような税務処理が否認されることがあるとすれば、善意の納税者をして税務官庁に対する信頼を失わしめる結果となり、その影響はきわめて大きいであろう。

#### (2) 修正申告の懲罰について

最近の税務調査においては、調査により発見された申告もれ所得について、税務官庁は更正処分によらず修正申告を懲罰する事例が多くなつてゐる。この場合、納税者も申告もれ所得等を認め修正申告を望む場合は別として、たとえば、単に差益率が低いとか、事業の外形的な規模に比較して売上高が少ないというような理由で修正申告を半ば強要し、これをなさしめることは、後に納税者がこれに不服があつた場合でも当該納税者に不服申立てをする権利を失わせる結果となる。

したがつて、修正申告は納税者の自発的な意思に任せるべきであつて、修正申告を強要することによつて納税者に不服申立ての機会を失わせるようなことがあつてはならない。

### 6) 質問検査権に関する規定の明確化について

以上質問検査権に関する問題点につき、その運用上改善を要すると認められる事項について検討を加えたが、現在質問検査権に関連していくつかの重要な訴訟が係属中であり、その解釈等をめぐつて争われていることにかえりみ、これらのうち次の各項目については法律上これを明確に規定して、運用上疑義が生しないよう措置するとともに、質問検査権の行使についてもその運用の適正を確保するため、調査についての事前手続きに関する規定の創設を検討することが望ましい。

#### (イ) 「納税義務があると認められる者」の範囲

#### (ロ) 調査権の及ぶ範囲（人的、物的範囲等を限定列挙する等）、並びに時間（日出から日没まで等）

#### (イ) 税務職員の調査権の及ぶ地理的範囲

以上が税制審議会における審議項目である「税務職員の質問検査権について」の意見書の抜粋である。

### む す び

「罰則による間接強制を伴う任意調査」という特異な調査における質問検査権をみるにその限界をめぐって対立がある。即ち国民的要請に基づき、課税負担の公平を期するため質問検査権はいわば国民から信託されたものであって、国民の共同の利益を擁護する正義の実現として観念されるべきものであるという考え方と、これに対し任意調査においては納税者は基本的人権の侵害を忍受しなければならないということは、原則としてありえないという考え方である。税法は納税義務の限界を示すものであり、納税者の「権利立法」であるという租税法律主義の立場からいえば、質問検査権は、徴税側の自由裁量が無制限に許されるものではなく、事前通告、理由開示などの適正な手続がとられた場合にはじめて、受忍義務が発生するものといえる。その場合でも、営業活動が停滞するとか、取引関係の信用が失墜するとか、私生活へ悪影響が及ぶとか、ということを出るだけ回避して調査が行なわれなければならない。このように考えた場合、質問検査権に関する規定は、その運用に疑義の生じないよう法律上明確にするとともに、事前手続きに関する規定が創設されることが望ましい。

### 参 考 文 献

- (1) 新井隆一 中央経済社、財政における憲法問題
- (2) 北野弘久 勁草書房、現代税法の構造
- (3) 北野弘久 三晃社、杉村章三郎先生古稀祝賀、税法学論文集の1、実体税法上の調査権の限界
- (4) 小林良一 税経通信、1972年5月、質問検査権の基本的性格
- (5) 吉田敏幸 税経新報、1968年5月、No. 89. 90、質問検査権百年の歴史
- (6) 関本透治 税経新報、1972年11月、No. 143、国税庁「税務調査の法律的知識」批判
- (7) 増本一彦 税理、1965年12月、質問検査権の本質と限界
- (8) 江口健司 税務弘報、1971年6月、質問検査権について
- (9) 行政判例特集、租税判例百選

**Summary****—The Power of Investigation in the Tax Law—**

Eiichi SEIEN

The Power of Investigation in the Tax Law is one of the most important competences given to the Tax Authorities. But if its practical application takes a wrong course, it will possibly infringe the fundamental rights of the people guaranteed by the Constitution. In this paper I have made researches on the Power of Investigation — the investigation which is the commonest and the most ordinary, because it matters much to all of the people, and the investigation, to judge whether the official decision of assessment should be done — especially on the process of its history, on its legal limitation and on the ideal way of its application.